

県南広域振興局長告示第72号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、藤沢土地改良区（一関市）のダム管理規程の変更を認可した。

なお、変更後の当該管理規程の概要は、次のとおりである。

令和7年7月8日

県南広域振興局長 菅原健司

1 相川ダム

(1) 貯水、取水及び放流に関する事項

ア ダムの満水位は、標高95.0メートルとする。

イ 取水期間は、毎年4月1日から10月10日までとする。

(2) ゲートの操作に関する事項

(3) ダムの管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項

(4) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項

(5) 観測及び調査に関する事項

2 千松ダム

(1) 貯水、取水及び放流に関する事項

ア ダムの満水位は、標高158.5メートルとする。

イ 取水期間は、毎年4月1日から10月10日までとする。

(2) ゲートの操作に関する事項

(3) ダムの管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項

(4) 洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項

(5) 観測及び調査に関する事項